

## 塩尻市立図書館資料収集方針

(趣旨)

第1条 この方針は、塩尻市立図書館管理規則（昭和46年教育委員会規則第3号）に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、塩尻市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 公共図書館の役割、利用者各層の要求及び社会的な動向に十分配慮して、広く市民の文化、教養、調査研究、趣味、娯楽等に資する資料を収集する。
- (2) 市民の知的要求を満たし、潜在的な要求や将来想定される要求に配慮した資料の収集に努める。
- (3) 「図書館の自由に関する宣言」（昭和29年5月28日日本図書館協会採択）を尊重して収集する。
  - ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - ウ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - オ 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書・参考図書・児童図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- (3) 官公庁出版物
- (4) 地域資料
- (5) 視聴覚資料（CD・DVD等）
- (6) 障がいのある方のための資料（大活字本・録音図書等）
- (7) 外国語資料
- (8) その他必要と認められる資料

(資料別収集方針)

第4条 資料の種類別収集については、次のとおりとする。

- (1) 図書
  - ア 一般図書は、基本方針に基づき、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。
  - イ 参考図書は、市民の日常の調査研究のために必要な辞典、辞書、事典、年表、

年鑑、目録、図鑑、地図、資料集、法令集等を幅広く収集する。

ウ 児童図書は、子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つことや、子どもの探究心を満たし、調べることに役立つように、各分野の図書を幅広く収集する。

エ 市総合計画に関連する分野の図書は、可能な限り収集する。

オ 市内の産業、歴史、文化等の理解に役立つ図書を収集する。

## (2) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集に努める。なお、専門紙及び機関紙については、必要に応じて収集する。

イ 雑誌は、全体構成に留意しながら幅広い分野にわたり、児童及び青少年向きなものも含めて収集する。塩尻市の地域の特性に関連する雑誌は、重点的に収集する。マンガ雑誌は、原則として収集しない。

ウ 年鑑、年報は、一般図書又は参考図書として収集する。

## (3) 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。

イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

## (4) 地域資料

ア 塩尻市に関する資料、塩尻市に関わりのある著者の資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等を可能な限り収集する。

イ 長野県及び県内市町村に関する資料は、図書等を中心に可能な限り収集する。

## (5) 視聴覚資料

ア CDは、クラシック、ポピュラー、民族音楽、落語、文学作品等の基本的作品及び代表的演者の作品を中心に収集する。また、長野県出身又は在住の演者の作品は、網羅的に収集する。

イ DVDは、ドキュメンタリー、映画、アニメーション、諸芸等、一定の評価を得ている作品を広範に収集する。また、県内出身の映画監督の作品と県内がロケ地として使用された映画作品は、可能な限り収集する。なお、原則として、館外貸出の許諾を得られないDVDは、収集対象としない。

(6) 障がいのある方のための資料 録音図書、大活字本及び点字資料等を収集する。

(7) 外国語資料 塩尻市在住の外国人を対象に日本文化の理解、生活や娯楽等に役立つ資料を収集する。

(8) その他 上記(1)～(7)に定めるもののほか、必要に応じて収集する。ただし、極めて高度な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

(複本)

第5条 地域資料、児童書を除き原則として1タイトルにつき1点の収集とする。利用頻度、資料的価値等を考慮し、必要に応じて複本を収集する。

(リクエスト資料)

第6条 利用者からリクエストされた資料は、できる限り提供するよう努める。収集については、この方針の規定を適用する。

(資料収集方法)

第7条 資料の収集方法は、購入を原則とするが、寄贈、寄託、交換等も必要に応じて活用する。この場合も、この方針の規定を適用する。

(資料選択会議)

第8条 収集する資料の選択は、この方針に基づき図書館員で構成する資料選択会議の審議を経て図書館長が決定する。資料の収集、提供に携わる図書館員は、自律的規範としての「図書館員の倫理綱領」(昭和55年6月4日日本図書館協会総会決議)を尊重して、その職務を遂行する。

(資料選択基準)

第9条 この方針に定めるもののほか、資料選択に関する事項は、別に定める塩尻市立図書館資料選択基準(平成28年9月1日塩尻市教育委員会制定)によるものとする。

(収集方針の公開)

第10条 この収集方針は、広く市民に公開し、必要に応じて改定する。

## 附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成28年9月1日から施行する。

(塩尻市立図書館資料収集方針の廃止)

2 次に掲げる方針は、廃止する。

塩尻市立図書館資料収集方針(平成16年4月1日制定)